

九州こども囲碁普及会 規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、九州こども囲碁普及会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (事務所)

- 1 本会の主たる事務所を佐賀県佐賀市駅前中央1丁目14-31江口ビル2Fに置く。
- 2 本会は、前項のほか、従たる事務所を長崎県長崎市魚の町7-3-702に置く。

第2章 目的及び活動・事業

第3条 (目 的)

- 1 九州・沖縄のこどもに対する囲碁普及活動を円滑にするために本会を組織し、指導方法等の情報交換を行う。
- 2 本会は、全国こども囲碁普及会と連携し活動を行う。

第4条 (活動・事業の種類)

本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 囲碁文化の継承と囲碁を通じた青少年の健全育成及び社会福祉貢献
- (2) 九州・沖縄こども囲碁県別団体交流戦開催
- (3) 九州・沖縄小・中学校囲碁団体戦開催
- (4) 九州・沖縄こども囲碁教室等団体戦開催

第3章 会 員

第5条 (会 員)

本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業に賛同するために入会したものとする。

第6条 (入 会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

第7条 (会 費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 個人 5,000円
団体 20,000円
- (2) 賛助会員 1口 20,000円

第8条 (退 会)

- 1 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号の何れかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 会費を3年以上納入しないとき。

第9条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第10条 (拠出金品の不返還)

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない

第4章 役員及び職員

第11条 (役員の種別及び定数)

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 8～10名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事は正会員の互選により選出する。
- 3 監事は、正会員から選び、他の役員との兼任はできない。
- 4 会長、副会長は理事の互選とする。

第12条（任期等）

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

第13条（職務）

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規約による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第14条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があつたとき。

第16条（報酬等）

- 1 役員は、報酬を受けることができない。このことにより会費納入を免ずる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第17条（職員）

- 1 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第18条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

第19条（総会の召集）

- 1 総会は、監事から招集があつたときを除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第20条（総会の権能）

- 総会は、以下の事項について審議する。
- (1) 規約の変更
 - (2) 解散、合併
 - (3) 事業の変更

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他会の運営に関する重要事項

第21条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第22条 (総会の定足数)

総会は、正会員の過半数の出席（委任状含む）がなければ、開会することができない。

第23条 (総会の議決)

- 1 総会における議決事項は、第19条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この規約に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 (表決権等)

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第25条 (議事録)

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第26条 (理事会)

- 1 理事会は会長、副会長、理事を持って構成し、会長が議長を務める。
- 2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第27条 (開 催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第28条 (招 集)

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第29条 (議 長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第30条（議決）

- 1 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第31条（表決権等）

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第32条（議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第33条（資産の管理）

本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第34条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第35条（事業報告書および決算）

会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第36条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第8章 雜則・補則及び規約の変更

第37条（細則）

本会運営並びに囲碁文化普及活動に必要な細則は別に定める。

第38条（補則）

本規約に定めのない事態等が生じた場合、会長、副会長及び監事が協議の上がこれを解決する。

第39条（改定）

この規約の改定は、総会において、出席者の3分の2以上（委任状含む）の承認が必要とする。

- 附 則
- 1 この規約は、令和6年7月15日から施行する。
 - 2 本会結成会議時に決定した第11条（役員の種別及び定数）は、令和6年2月29日開催の「日本棋院令和5年度九州ブロック支部代表者懇談会」に出席した者を中心を選出した。
 - 3 令和6年度事業は7月15日に始まり、翌年3月31日までとする。
 - 4 本会の第1回総会は令和8年5月31日までに開催する。
 - 5 本会設立時の役員任期は令和9年3月31日までとする。